

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	地方議会からの意見書（2） －参議院が受理した意見書の主な項目（令和6年）－
著者 / 所属	根岸 隆史・伴野 誠人・菅谷 隆司・小山 育美 / 行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	475号
刊行日	2025-4-25
頁	131-142
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250425.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線75020）／03-5521-7686（直通））。

地方議会からの意見書（2）

— 参議院が受理した意見書の主な項目（令和6年） —

根岸 隆史

伴野 誠人

菅谷 隆司

小山 育美

（行政監視委員会調査室）

1. 意見書の主な項目の紹介

- （1）選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）の法制化
- （2）女子差別撤廃条約選択議定書の批准
- （3）イスラエル・パレスチナ情勢への対応
- （4）核兵器禁止条約への署名・批准
- （5）日米地位協定の見直し

2. おわりに

1. 意見書の主な項目の紹介

本稿では、前回の「地方議会からの意見書（1）」¹に続き、令和6年に参議院が受理した意見書の中から、その主な項目について、関連する制度の概要や課題などを示しつつ紹介する²。

¹ 根岸隆史・加藤智子・伴野誠人・菅谷隆司・小山育美「地方議会からの意見書（1）」『立法と調査』No. 474（令7.4.14）

² 本稿は令和7年4月9日現在の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行ってている。

(1) 選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）³の法制化

主な要望事項

- 民法を改正し、選択的夫婦別氏制度の法制化を行うこと。
- 選択的夫婦別氏制度の法制化に向けた議論を進めること。

民法第750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定しており、日本においては婚姻後に夫婦いずれかの氏を選択しなければならない夫婦同氏制度が採られている。図表1のとおり、現実には、夫の氏を選び、妻が氏を改める例が圧倒的多数となっている。

図表1 婚姻件数と選択した氏

年	婚姻件数	夫の氏(%)	妻の氏(%)
平成26	643,783	618,897(96.1%)	24,886(3.9%)
平成27	635,225	609,819(96.0%)	25,406(4.0%)
平成28	620,707	595,578(96.0%)	25,129(4.0%)
平成29	606,952	581,896(95.9%)	25,056(4.1%)
平成30	586,481	561,209(95.7%)	25,272(4.3%)
令和元	599,007	572,266(95.5%)	26,741(4.5%)
令和2	525,507	500,922(95.3%)	24,585(4.7%)
令和3	501,138	476,088(95.0%)	25,050(5.0%)
令和4	504,930	478,199(94.7%)	26,731(5.3%)
令和5	474,741	448,397(94.5%)	26,344(5.5%)

(出所) 厚生労働省「人口動態統計」を基に筆者作成

これに対し、女性の社会進出等を背景に、婚姻による改氏により不便・不利益が生じる場合があるとして、婚姻後も夫婦それぞれが婚姻前の氏を称することを認める選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見がある。

令和4年3月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」では、28.9%が「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」、27.0%が「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」、42.2%が「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使

³ 一般的に「選択的夫婦別姓制度」と呼ばれることがあるが、民法等の規定では「姓」や「名字」を「氏（うじ）」と呼んでいることから、本稿では「氏」を使用する。

用についての法制度を設けた方がよい」と回答している。また、同府による「令和3年度人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」では、20～39歳の女性25.6%（男性11.1%）から、積極的に結婚したいと思わない理由の一つとして「名字・姓が変わるのが嫌・面倒」が挙げられている。

夫婦同氏制度を採用している国は、法務省の調査等によれば日本以外にないとされており⁴、国連の女子差別撤廃委員会⁵からは日本に対し、夫婦の氏の選択に関する法改正を求める累次の勧告が行われている⁶。

平成27年12月、最高裁判所は、夫婦同氏を定める民法第750条の規定を合憲と判断した上で、夫婦の氏制度の在り方については、国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならないとし⁷、令和3年6月の大法廷決定⁸及び4年3月の小法廷決定でも同規定を合憲と判断した。

政府は、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関して、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めている⁹。

なお、政府はパスポートなどにおける旧姓の通称使用の拡大に向けた取組を進めているが、意見書ではダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、個人識別の誤りのリスクの増大などの問題も指摘されている¹⁰。

このほか、家族の一体感、子どもへの影響を十分に考慮し、社会に開かれた形で議論を推進するよう求める意見書も見られた。

⁴ 平成22年に法務省が行った調査等によれば、①夫婦同氏と夫婦別氏の選択を認めている国として、米国（ニューヨーク州の例）、英国、ドイツ、ロシア、②夫婦別氏を原則とする国として、カナダ（ケベック州の例）、韓国、中国、フランス、③結婚の際に夫の氏は変わらず、妻が結合氏となる国として、イタリアがある（法務省「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について よくある質問 Q12」<<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html#Q12>>）。

⁵ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の規定に基づき、同条約の実施に関する進捗状況を検討するため、設置されている。

⁶ 内閣府男女共同参画局ウェブサイト<https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppei/index.html>第4回及び第5回、第6回、第7回及び第8回、第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解参照。政府は、女子差別撤廃条約実施状況第9回報告（令3.9）において、勧告に関する取組として、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、「第5次男女共同参画基本計画」では国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることを定めており、ホームページなどでの情報提供を通じ、国民や国会での議論が深まるよう取り組んでいること、また、同基本計画は、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むことを定めていることをそれぞれ報告している。また、政府は、令和6年10月の女子差別撤廃委員会による夫婦の氏の選択に関する法規定を改正することについての勧告に対しては、内容を十分に検討した上で適切に対応するとしている（第216回国会参議院法務委員会会議録第3号7頁（令6.12.19））。

⁷ 最大判平27.12.16民集69巻8号2586頁

⁸ 最大判令3.6.23集民第266号1頁

⁹ すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」（令6.6.11）や「第5次男女共同参画基本計画」（令2.12.25閣議決定）においても同内容の記載がなされている。また、石破内閣総理大臣は、「選択的夫婦別氏制度につきましては、国民各層の御意見、国会における議論の動向等を踏まえ、まさしくオープンな熟議という考え方の下に必要な検討を行うことが必要であるということだと承知をいたしております」と答弁している（第216回国会参議院本会議録第3号8頁（令6.12.3））。

¹⁰ 一般社団法人日本経済団体連合会「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」（令6.6.18）においても旧姓の通称使用の限界が指摘されている。

(2) 女子差別撤廃条約選択議定書の批准

主な要望事項

- 2024(令和6)年10月に国連女子差別撤廃委員会による第9回定期報告の審査が行われることを見据え、女子差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准すること。

女子差別撤廃条約¹¹は、男女平等や女性・女児に対するあらゆる形態の差別の撤廃を基本理念とした条約であり、締約国は、条約の実施のために採った立法、司法、行政その他の措置等について定期的に国連に報告（定期報告）を行うとされている。定期報告については、条約に基づき設置されている女子差別撤廃委員会が審査し、締約国に対する勧告を含む最終見解の発出がなされている¹²。女子差別撤廃条約選択議定書¹³は、条約に定める権利の侵害について、国内救済を尽くした個人等が女子差別撤廃委員会に通報し、委員会がこれを検討し、見解や勧告を各締約国等に通知する制度（個人通報制度）等について規定したものである¹⁴。

政府は、男女雇用機会均等法¹⁵の制定を始めとする男女平等に関する法律・制度面の整備を進め、女子差別撤廃条約を1985（昭和60）年に批准し、男女共同参画社会基本法の制定（1999（平成11）年）や男女共同参画会議の設置（2001（平成13）年）など国内本部機構の充実・強化、男女共同参画基本計画に基づく取組等を推進している。

一方、日本は選択議定書を批准しておらず、第7回及び第8回定期報告に対する委員会の最終見解（2016（平成28）年3月）では、選択議定書の批准の検討を要請されている。第5次男女共同参画基本計画（2020（令和2）年12月閣議決定）においては、選択議定書について、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとされた。政府は、2021（令和3）年9月に提出した第9回定期報告において、個人通報制度について、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度とする一方、受入れに当たっては、司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があるとしている¹⁶。

2024（令和6）年10月に女子差別撤廃委員会における第9回定期報告の審査が行われることを踏まえ、意見書では、日本がジェンダーギャップ指数で世界から後れを取っている

¹¹ 正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」であり、1979（昭和54）年の国連総会で採択され、1981（昭和56）年に発効した。締約国数は189か国となっている（令6.9現在）。

¹² これまでの定期報告や最終見解については、内閣府男女共同参画局ウェブサイト<https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/index.html>を参照。なお、最終見解は法的拘束力を有するものではないとされる（第190回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号2頁（平28.3.17））。

¹³ 1999（平成11）年の国連総会で採択され、翌年に発効した。条約締約国189か国のうち、同選択議定書を批准済みの国は115か国である（令6.9現在）。

¹⁴ 同選択議定書では、個人通報制度のほか、調査制度（女子差別撤廃委員会が、信頼できる情報に基づき、女性の権利の重大又は組織的な侵害の疑いに関する調査を行う制度）についても規定されている。

¹⁵ 1985（昭和60）年の勤労婦人福祉法の一部改正により、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」として制定された。なお、1999（平成11）年より、現在の法律名である「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」とされた。

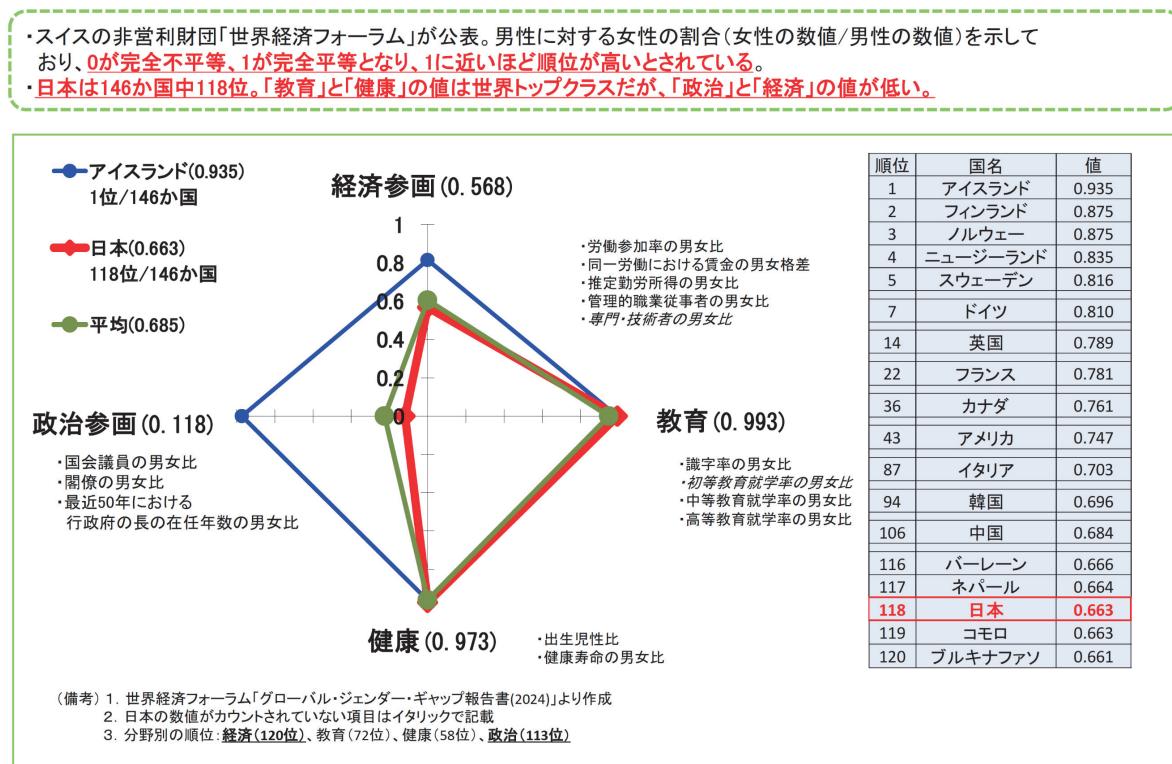
¹⁶ 日本国政府「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告（女子差別撤廃委員会からの事前質問票への回答）（仮訳）」（令3.9）3頁

ことなどが指摘され（図表2参照）、選択議定書の批准は、女性の人権保障、女性差別撤廃の取組を強化し、ジェンダー平等社会の形成の促進につながるとの意見が見られた。

同審査後に発出された最終見解では、日本が選択議定書締結の検討に余りに長い時間かけているとされ、選択議定書の締結に対する障害に速やかに対処し、取り除くよう勧告が行われている¹⁷。

勧告に対し、政府は、個人通報制度に基づく通報については、国内の確定判決とは異なる内容の見解や、通報者に対する損害賠償や補償を要請する見解、法改正を求める見解等が女子差別撤廃委員会から示された場合の対応等について検討すべき論点があり、検討を真剣に続けているとし、この制度によらずとも女性差別の完全撤廃、男女共同参画社会の確立に向けて可能な限りの努力をしたいとしている¹⁸。

図表2 ジェンダーギャップ指数（2024（令和6）年）



（出所）内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」（令7.3） 15頁

¹⁷ なお、同最終見解では、皇位継承における男女平等を保障するために皇室典範を改正するよう勧告され、政府は、皇位継承の在り方は国家の基本に関わる事項であり、女子差別撤廃委員会が皇室典範について取り上げることは適当ではないとし、記述の削除を求めている。

¹⁸ 第216回国会衆議院予算委員会議録第4号45頁（令6.12.11）。女子差別撤廃条約のほか、国連自由権規約など他の人権諸条約の選択議定書や人種差別撤廃条約等の選択条項も個人通報制度を規定しているが、日本はいずれも批准していない。なお、外務省等の関係行政機関が出席する個人通報制度関係省庁研究会において、人権諸条約に基づく個人通報制度による通報事例の収集、研究が行われている。

(3) イスラエル・パレスチナ情勢への対応

主な要望事項

- 戦闘の即時停戦と人質全員の無条件解放に向けた積極的な国際協力を行うこと。
- パレスチナの平和の実現¹⁹に向けた外交努力を行うこと。
- 停戦に至る間の民間人の保護と人道支援、物資供給に尽力すること。

2023（令和5）年10月、ハマス²⁰等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルに対するテロ攻撃が発生し、イスラエル側では、少なくとも1,200人が殺害され、5,500人以上が負傷するとともに、外国人を含む250人以上がガザ地区²¹に連れ去られ、人質となったとされる²²。同事態を受け、イスラエルはガザ地区に対する空爆及び地上作戦を開始した（イスラエル、ガザ地区等の位置関係は図表3のとおり）。2025（令和7）年1月には42日間の停戦がハマスとイスラエルとの間で合意されたものの、停戦の継続が難航する中、同年3月にイスラエル軍によるガザ地区での空爆が実施されるなど、戦闘は長期化している²³。

図表3 イスラエル等の位置関係



¹⁹ 第二次世界大戦後、英国がパレスチナ委任統治を終えるに当たり、国連ではパレスチナ分割決議が採択された（1947（昭和22）年）。翌年、同決議に基づきイスラエルが独立を宣言したが、これを認めない近隣アラブ諸国との間で第一次中東戦争が起こり、その後、数次にわたる戦争が繰り返された。戦争でイスラエルが占領した土地（ヨルダン川西岸、ガザ地区及びゴラン高原）を、イスラエルの安全を確保しつつパレスチナ人を含むアラブ側に返還し、いかに和平を実現するかが問題となっている（外務省「よくある質問集 中東」問1〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/comment/faq/area/middleeast.html>〉）。

²⁰ ハマスとは、1987（昭和62）年にイスラム主義運動家であるヤシン師がガザ地区を中心に創設したイスラエルに対する抵抗組織とされる。

²¹ 1995（平成7）年オスロ合意等に基づき、パレスチナ暫定自治政府がガザ地区等において自治を実施していたが、2007（平成19）年にハマスが武力でガザ地区を掌握している（外務省「よくある質問集 中東」問9〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/comment/faq/area/middleeast.html>〉）。

²² 外務省「昨今のガザ地区をめぐる情勢について（外務大臣談話）」（令6.10.7）〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/pageit_000001_00018.html〉

²³ なお、政府は、2024（令和6）年10月時点において、ガザ地区では4万1,600人以上の死者、9万6,600人の負傷者が発生しており、また、イスラエル側では約100名がガザ地区で人質となっているとしている（外務省「昨今のガザ地区をめぐる情勢について（外務大臣談話）」（令6.10.7）〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/pageit_000001_00018.html〉）。

²⁴ 外務省「中東 イスラエル国」〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/israel/index.html>〉

当該戦闘を受け、日本は、戦闘休止及び人道支援活動が可能な環境の確保に向け、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）（2023（令和5）年11月30日～12月13日）の機会においてイスラエル等との間で首脳会談等を実施している²⁵。国会では、2024（令和6）年6月13日に衆議院、翌14日に参議院において、人質の解放が実現するよう、そして人道支援活動が可能な環境が持続的に確保されるよう、即時の停戦を求めることなどを内容とする「ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議」がなされた²⁶。

G7の枠組みにおいては、2023（令和5）年11月の外相会合において、イスラエル・パレスチナ情勢について議論し、即時かつ無条件での全ての人質の解放等を求めるなどを内容とする「イスラエル及びガザ情勢に関するG7外相声明」が発出されており²⁷、2024（令和6）年6月及び10月にはガザ情勢及び中東情勢に関するG7首脳声明が発出されている²⁸。国連では、安全保障理事会においてイスラエル情勢について継続的に議論が行われるとともに、米国が提案した停戦協定案についてイスラエルとハマスの双方に受け入れを求める決議²⁹（2023（令和5）年6月10日）がなされており、総会において停戦等を求める決議³⁰（2024（令和6）年12月11日）がなされている。

また、政府は、2024（令和6）年10月までに、国際機関（国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）等）や日本のNGOを通じ、食料、水、医療等の分野で約1億1,000万ドルの人道支援を実施するとともに、同年度補正予算として、医療、保健・衛生、がれき・廃棄物処理及びインフラ復旧等の分野において約1億ドルの支援を実施するなどとしている³¹。加えて、政府は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた物資支援を実施しており、2023（令和5）年11月にテントや毛布等の支援物資、同年12月に包帯、ガーゼ、手術用グローブなどの医療消耗品をガザ地区内に届けている。また、同機構を通じて、ガザ地区における緊急人道支援・保健医療分野におけるニーズを調査するため、隣国のエジプトに医師等から構成される調査チームを派遣し、日本の災害緊急援助のノウハウを活用した医療データ管理分野の調整業務支援等を実施するなどしている³²。

²⁵ このほか、外務大臣のカイロ平和サミットへの出席のほか、同大臣がイスラエルやパレスチナ等へ訪問し、各国・地域との間で外相会談を実施している（外務省『令和6年版外交青書』152～153頁）。

²⁶ 衆議院の決議については<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/topics/ktugi240613.html>、参議院の決議については<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/ugoki/r6/240614-1.html>>参照

²⁷ 外務省『令和6年版外交青書』153頁及び同省「イスラエル及びガザ情勢に関するG7外相声明」（令5.11.29）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00013.html>参照

²⁸ 6月の声明については<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pageit_000001_00711.html>、10月の声明については<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pagew_000001_00984.html>参照

²⁹ 日本貿易振興機構（JETRO）「国連安保理がガザ停戦協定案支持の決議採択、米国務長官はヨルダンとカタル訪問」（令6.6.13）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/06/e3d8bdff9b9b4cc0.html>>

³⁰ 日本貿易振興機構（JETRO）「国連総会、UNRWAの活動支持とガザ即時停戦の決議採択、ハマスとの停戦交渉は進展」（令6.12.13）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/12/1dd11e70db771953.html>>

³¹ 外務省「我が国の対パレスチナ支援」（令7.1）3頁。なお、同資料では、1993（平成5）年以降、日本の対パレスチナ支援の累計は約26億ドルにのぼり、2023（令和5）年10月以降では、ガザ地区を含むパレスチナの人々に対し、約2億3,000万ドル規模の人道支援や物資の供与を行っているとしている。

³² 外務省『令和6年版外交青書』28頁

(4) 核兵器禁止条約への署名・批准

主な要望事項

- 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。
- 2025(令和7)年3月に開催される核兵器禁止条約第3回締約国会合にオブザーバーとして参加すること。

核兵器禁止条約（以下「条約」という。）は、(a) 核兵器その他の核爆発装置（以下「核兵器」という。）の開発、実験、生産、製造、取得、保有又は貯蔵、(b) 核兵器又はその管理の直接的・間接的な移転、(c) 核兵器又はその管理の直接的・間接的な受領、(d) 核兵器の使用又は使用の威嚇、(e) 条約が禁止する活動に対する援助、奨励又は勧誘、(f) 条約が禁止する活動に対する援助の求め又は受け入れ、(g) 自国の領域又は管轄・管理下にある場所への核兵器の配備、設置又は展開の容認等の禁止について規定している。

条約は、2017（平成29）年7月に採択され、2021（令和3）年1月に発効した。2025（令和7）年3月現在、94か国・地域が署名し、73か国・地域が批准しているが³³、日本を始め、核兵器国³⁴やNATO加盟国等は署名・批准していない。

条約への考え方として政府は、安全保障の観点から、核兵器を直ちに違法化する条約に参加すれば、米国による核抑止力の正当性を損ない、国民の生命・財産を危険に晒すことを容認することになりかねず、日本の安全保障にとっての問題を惹起するとしている³⁵。また、条約は「核兵器のない世界」への出口とも言える重要な条約であるとしつつ、現実を変えるためには核兵器国との協力が必要であるが、条約には核兵器国は1か国も参加していないことから、条約の署名・批准といった対応よりも、日本は唯一の戦争被爆国として核兵器国を関与させるよう努力していかなければならず、そのためにもまずは、「核兵器のない世界」の実現に向けて、唯一の同盟国である米国との信頼関係を基礎としつつ、現実的かつ実践的な取組を進めていく考えであるとしている³⁶。

こうした考え方から、政府は、2025（令和7）年3月に開かれた第3回締約国会合へのオブザーバー参加を第1回、第2回会合に続き見送っている。第3回会合への対応に当たっては、過去にオブザーバー参加した国の事例に関する検証結果も踏まえ、様々な角度から熟慮を重ね判断したとしている³⁷。

日本の核兵器を含む大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散体制については、図表

³³ 広島市「核兵器禁止条約の署名国・批准国一覧」<<https://www.city.hiroshima.lg.jp/atomicbomb-peace/1036662/1038132/1015074.html>>

³⁴ 核兵器の不拡散に関する条約（NPT）における核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス、中国）。なお、核兵器を保有しているとされるイスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮も署名・批准していない。

³⁵ 外務省『平成30年版外交青書』157頁

³⁶ 外務省『令和6年版外交青書』216～217頁

³⁷ 第217回国会参議院予算委員会会議録第7号（令7.3.14）。NATO加盟国で過去の会合にオブザーバー参加した国は、会合の場において、核抑止への支持を強調しつつ、条約が自国の安全保障政策と根本的に相いれない旨の発言を行っていたとしている。なお、第3回会合では、NATO加盟国でオブザーバー参加した国はなかった。

4のとおりである。

図表4 軍備管理・軍縮・不拡散体制

区分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約(NPT) 包括的核実験禁止条約(CTBT)	化学兵器禁止条約(CWC)	生物兵器禁止条約(BWC)	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCO)	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) グラスター弾に関する条約 対人地雷禁止条約(オダワ条約) 国連軍備登録制度 国連軍事支出報告制度 武器貿易条約(ATT)
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ(NSG)	オーストラリア・グループ(AG)	ミサイル技術管理レジーム(MTCR)	ワッセナー・アレンジメント(WA)	
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議第1540号				

(出所) 防衛省『令和6年度防衛白書』423頁

核兵器について、日本は1976(昭和51)年6月に核兵器の不拡散に関する条約(NPT)³⁸を批准しており、石破内閣総理大臣は、NPT体制は、核兵器国、非核兵器国が広く参加する唯一の「核兵器のない世界」に向けた普遍的な枠組みであるとして、抑止力を維持強化し、安全保障上の脅威に適切に対処していくとの大前提に立ちつつ、NPT体制を維持強化し、核軍縮に向けた国際社会の機運を改めて高め、「核兵器のない世界」に向けた現実的で実践的な取組を実践、強化していくとしている³⁹。

また政府は、1994(平成6)年以来、毎年国連総会に核兵器廃絶に向けた決議案を提出、採択されており、2024(令和6)年12月の国連総会本会議では「核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための取組」決議が、152か国の支持を得て採択された。同決議は、日本として、「核兵器のない世界」を実現する上での、現実的かつ実践的な取組の方向性を示す必要があるとの認識の下、核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPTの維持・強化を念頭に、核兵器の不使用の継続、透明性の向上、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)⁴⁰の早期交渉開始、被爆の実相の理解向上⁴¹に係る軍縮・不拡散教育など、日本が提唱するヒロシマ・アクション・プラン⁴²に基づく具体的な措置の実施を国際社会に呼びかけている。

このほか意見書では、条約に署名・批准した上で、核保有国を含め条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請することを求める要望事項も見られた。

³⁸ 核兵器国には核不拡散の義務、核兵器国を含む全締約国に対し核軍縮交渉を行う義務を課す一方、非核兵器国には原子力の平和的利用を権利として認めるもの。2025(令和7)年1月時点の締約国数は核兵器国を含む191か国・地域である。国連加盟国では、イスラエル、インド、パキスタン、南スーダンが未加入である。

³⁹ 第216回国会参議院本会議録第3号7頁(令6.12.3)

⁴⁰ 核兵器用の核分裂性物質(高濃縮ウラン及びプルトニウム等)の生産を禁止することで新たな核兵器保有国の出現を防ぎ、かつ核兵器国における核兵器の生産を制限するもの。ジュネーブ軍縮会議において、条約交渉開始のための議論が行われてきているが、実質的な交渉は開始されていない。日本としては、FMCTの早期交渉開始を実現すること、また、交渉妥結までの間、核兵器を保有する国が核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言することは核兵器廃絶の実現に向けた次の論理的なステップであり、核軍縮分野での最優先事項の一つと考えているとしている(原子力委員会『令和5年度版原子力白書』(令6.6)194頁)。

⁴¹ 理解向上に關し、2024(令和6)年の日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞に言及している。

⁴² 「核兵器のない世界」という理想と「厳しい安全保障環境」という現実を結び付けるため、核リスク低減に取り組みつつ、核兵器不使用の継続の重要性の共有、透明性の向上、核兵器数の減少傾向の維持、核兵器の不拡散及び原子力の平和的利用、各国指導者などによる被爆地訪問の促進の五つの行動を基礎とする。

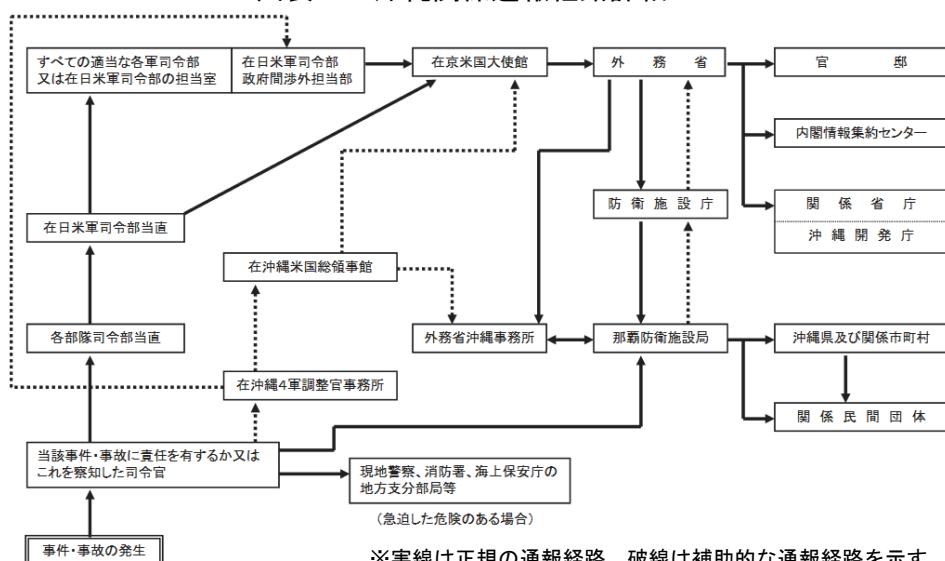
(5) 日米地位協定の見直し

主な要望事項

- 米軍人等による女性への性的暴行事件⁴³等、米軍人等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会等において調整を行い、確実な措置を探ること。
- 米軍人等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を県民に示すこと。
- 米軍人等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引渡し条項を早急に改定すること。

日米地位協定は、日米安全保障条約の目的達成のために日本に駐留する米軍との円滑な行動を確保するため、米軍による日本における施設・区域の使用と日本における米軍の地位を規定したものである。同協定は1960（昭和35）年の締結以降一度も改定されておらず、必要に応じ、運用改善等による対応がなされてきた。在日米軍に係る事件・事故の発生時における通報手続については、1997（平成9）年、日米地位協定に基づく日米合同委員会において合意⁴⁴されており、沖縄関係の通報経路は図表5のとおりである。

図表5 沖縄関係通報経路詳細



※実線は正規の通報経路、破線は補助的な通報経路を示す。

（出所）外務省「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」（平9.3）より抜粋（※は筆者加筆）

⁴³ 2023（令和5）年12月、米空軍兵長が、沖縄県内に住む16歳未満の少女を連れ去り暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが発覚した。また、2024（令和6）年5月には米海兵隊員による性的目的の女性暴行致傷事件、同年7月には米海兵隊員が女性へのわいせつ行為の疑いで現行犯逮捕されるなど、複数の事件が発生している。なお、1989（平成元）年から2024（令和6）年までの36年間で、米軍関係者による性犯罪の検挙件数は、全国で169件、沖縄県で72件とされる（第217回国会衆議院予算委員会第三分科会議録第1号（令7.2.27））。

⁴⁴ 外務省「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」（平9.3）

しかし、2023（令和5）年12月に発生した女性への性的暴行事件においては、翌年3月の起訴から6月の報道により事件が発覚するまでの約3か月間、外務省等は沖縄県に対して情報提供を実施していなかった。その理由について、政府は、事件が公になることで被害者のプライバシー等に甚大な影響を与えることがあり得ることなどから非公表とすべきとした捜査当局の判断を踏まえ、情報提供を控えたとしている⁴⁵。また、政府は、当該事件を受け、米軍人等による性犯罪で沖縄県警から報道発表しないものについて、検挙後に那覇地方検察庁と相談した上で、被害者のプライバシー保護等に留意しつつ、可能な範囲で沖縄県への情報共有を行うよう、通報の仕組みを見直したとしている⁴⁶。

米側は、再発防止策として、米軍施設出入りの際の飲酒運転検問の強化、米憲兵隊によるパトロール強化、研修・教育の強化、在日米軍・日本政府・沖縄県庁・地元住民との協力のための新しいフォーラムの創設等を行うとしているほか、米軍施設からの外出等に関するルールを定めたリバティー制度を見直し、午前1時から5時にかけて基地外の酒類を提供する飲食店への入店や公共の場での飲酒を禁じる等の措置を講じたとしている⁴⁷。

公務外で罪を犯すなど、日本側が裁判権を行使すべき米軍人等の身柄引渡しについては、日米地位協定において、被疑者である米軍人等の身柄を米側が確保した場合、日本側が被疑者を起訴する時まで米側が被疑者を引き続き拘禁することとされている。政府は、1995（平成7）年の日米合同委員会の合意⁴⁸により、殺人及び強姦については起訴よりも前の段階で米側から身柄引渡しがなされる途が開かれているとし、これまで6件の事件において同合意に基づく起訴前の身柄引渡しを要請し、5件で実現したとしている（図表6）⁴⁹。

このほか、嘉手納基地での米軍パラシュート訓練の全面禁止⁵⁰、在沖米軍基地の整理縮小等を求める意見書も見られた。

図表6 起訴前の拘禁移転を要請した事件及び対応

事件発生年	事件名等	要請に対する米側の対応
1996（平成8）年	長崎県で発生した強盗殺人未遂事件	起訴前身柄引渡し
2001（平成13）年	沖縄県で発生した婦女暴行事件	
2002（平成14）年	沖縄県で発生した婦女暴行未遂、器物損壊事件	起訴前身柄引渡し拒否
2003（平成15）年	沖縄県で発生した婦女暴行致傷事件	
2006（平成18）年	神奈川県で発生した強盗殺人事件	起訴前身柄引渡し
2008（平成20）年	神奈川県で発生した強盗殺人事件	

（出所）外務省ホームページより筆者作成

⁴⁵ 第216回国会衆議院安全保障委員会議録第4号9頁（令6.12.19）

⁴⁶ 第216回国会衆議院安全保障委員会議録第4号10頁（令6.12.19）

⁴⁷ 第217回国会衆議院予算委員会第三分科会議録第1号（令7.2.27）。政府は、一連の再発防止策が実効性のある形で実施されることが重要であり、累次の機会に米側に働きかけを行っているとしている。

⁴⁸ 「刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意」（平7.10）

⁴⁹ なお、起訴前の身柄引渡しが拒否された1件については、起訴後に被疑者の身柄が引き渡されたとしている。

⁵⁰ 意見書では、住宅が密集する基地周辺での訓練の危険性から、沖縄県や基地周辺自治体による中止要請を受け、1996（平成8）年の日米特別行動委員会の最終報告において伊江島補助飛行場での実施が合意されたが、合意後も嘉手納基地での訓練が例外的なものとして繰り返し実施されていることが指摘されている。

2. おわりに

本稿では、前回に続き、令和6年に参議院において受理した意見書の主な項目のうち、一部について紹介した⁵¹。なお、前回紹介した内容は以下のとおりである。引き続き主な項目の紹介を通じ、意見書の全体像を概観していきたい。

「地方議会からの意見書(1)」

- ①保育士の待遇改善等
- ②地方財政の充実・強化
- ③地方議会議員の厚生年金への加入
- ④国の補充的な指示権を拡充する地方自治法改正案の慎重審議等
- ⑤刑事訴訟法の再審規定の改正

(ねぎし たかし、ばんの まさと、すがや りゅうじ、おやま いくみ)

⁵¹ 令和元年から5年まで間に参議院が受理した意見書全体の概観等については、松本一将「地方議会からの意見書（令和元年～5年）一国会への要望の背景—」『立法と調査』No. 471（令6.12.10）参照。また、令和5年の意見書における主な要望事項等については、加藤智子・伴野誠人・嵯峨惇也・松本一将・菅谷隆司「地方議会からの意見書（1）」『立法と調査』No. 466（令6.4.26）、同「地方議会からの意見書（2）」『立法と調査』No. 468（令6.7.25）、根岸隆史・伴野誠人・松本一将・菅谷隆司「地方議会からの意見書（3）」『立法と調査』No. 469（令6.9.20）、根岸隆史・加藤智子・松本一将・菅谷隆司「地方議会からの意見書（4）」『立法と調査』No. 470（令6.11.1）及び根岸隆史・加藤智子・伴野誠人・菅谷隆司「地方議会からの意見書（5）」『立法と調査』No. 471（令6.12.10）参照